

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現に関する意見書

政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているところであるが、本市の地域経済はいまだ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっている。

しかしながら、平成16年度における国の予算編成は、三位一体改革の名のもとに、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われたが、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾である。

特に、平成16年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に大きな打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来している。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方のもとに、去る6月4日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定されたところであるが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要である。

よって、国においては、2年目を迎える三位一体改革を地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革とするため、下記事項について実現するよう強く要請するものである。

- 1 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。特に、地方交付税総額は、平成15年度以前の水準以上を確保すること。
- 2 税源移譲については、平成17年度において基幹税による3兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。
- 3 国庫補助負担金の見直しに当たっては、地方分権の理念に沿うよう、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。
- 4 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないよう対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月29日

秋田市議会

内閣総理大臣	小 泉 純一郎 様
総務大臣	麻 生 太 郎 様
財務大臣	谷 垣 禎 一 様
経済産業大臣	中 川 昭 一 様
経済財政政策担当大臣	竹 中 平 蔵 様
衆議院議長	河 野 洋 平 様
参議院議長	倉 田 寛 之 様